

保育料の算定方法

保育料について

0～2歳児クラス(3号認定)

問 苫小牧市健康こども部 こども育成課 TEL 0144-32-6378(直通)

1. 保育料算定のしくみについて

保育料は、保護者等の市民税額の合計額で算定します。

(住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除などは、保育料算定上控除の対象にはなりません)

ただし、次の①②の場合は例外となります。

保育料の詳細は
こちら↓↓

令和7年4月～令和7年8月の保育料

令和7年9月～令和8年3月の保育料

令和6年度の市民税
(令和5年分所得)に基づいて決定

令和7年度の市民税
(令和6年分所得)に基づいて決定



①同居の祖父母等がいる場合

▶保護者の収入が一定額(年収約170万円(令和7年9月以降は約180万円)、ひとり親約140万円)以下であれば、祖父母等の税額の高い方も算定に含めます。

②ひとり親家庭が同居により事実婚状態となったあるいは離婚後も同居している場合

▶2人の税額の合計額で算定します。

2. 令和7年度 保育料徴収金額表(月額)について(単位:円)

階層		0～2歳児クラス 令和4年4月2日以後生まれ ※()内はひとり親世帯または在宅障がい者世帯			
区分	定義	標準時間		短時間	
		基準額	半額	基準額	半額
A	生活保護世帯等	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	AB	0	0	0
		B	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	0	0	0	0
C2	市民税所得割33,300未満	9,800(2,450)	0	9,600(2,400)	0
C3	48,600未満	13,200(3,300)	0	13,000(3,250)	0
C4	50,900未満	14,100(3,500)	0	13,900(3,500)	0
C5	63,600未満	16,700(4,200)	0	16,400(4,100)	0
C6	78,600未満	21,400(5,350)	0	21,000(5,250)	0
C7	97,000未満	25,400	0	25,000	0
C8	117,300未満	31,600	0	31,100	0
C9	138,300未満	39,200	0	38,500	0
C10	169,000未満	42,900	0	42,200	0
C11	183,300未満	47,100	23,550	46,300	23,150
C12	228,900未満	53,000	26,500	52,100	26,050
C13	301,000未満	61,000	30,500	60,000	30,000
C14	346,600未満	66,500	33,250	65,400	32,700
C15	346,600以上	75,600	37,800	74,300	37,150

3. 標準時間・短時間の認定区分

保育を必要とする時間によって、標準時間認定と短時間認定に区分されます。

標準時間認定：午前7時30分～午後6時30分の間で11時間までの利用

短時間認定：午前8時30分～午後4時30分の間で8時間までの利用

※求職活動・育児休業を理由としている場合は、短時間認定となります

4. 保育料の軽減世帯について

多子世帯(2人以上子どもがいる世帯)

①C2～C10階層世帯(※上の子どもの年齢要件なし)

同一世帯の子どもについて、第2子以降は保育料が無料となります。

②C11～C15階層世帯(※上の子どもの年齢要件あり)

保育所等(保育園、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等)を利用する同一世帯の子どもについて、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。

ひとり親世帯または在宅障がい者世帯

③C2～C6階層世帯

第1子の保育料が基準額の4分の1となり、左表()内の額となります。

階層	右記以外の世帯		ひとり親世帯または在宅障がい者世帯	
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
C2～C6	基準額の 保育料	① 無料 ※上の子の年齢要件なし	③ 左表()内の 保育料	① 無料 ※上の子の年齢要件なし
C7～C10				
C11～C15		② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園 等に通っている子から数 えて2人目以降の子ども	基準額の 保育料	② 第2子は半額 第3子は無料 ※保育所・幼稚園・こども園 等に通っている子から数 えて2人目以降の子ども

広 告



苦小牧に
モデルハウスあります

ARTHOME



資料請求・モデルハウスのご予約はこちら



株式会社アートホーム 〒066-0083 千歳市みどり台北5丁目1番1号 TEL 0123-40-8686